

那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程

令和8年9月4日
那須烏山市規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、家庭用の防犯機器等の設置に要する費用の一部を補助することにより、市民の自主的な防犯対策を促進し、住宅への侵入犯罪その他の犯罪の未然防止を図ることを目的とした家庭用防犯機器等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金は、この規程の定めるところにより交付するものとし、この規程に定めのない手続その他の取扱いについては、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の定める手続その他の取扱いを適用することができる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の予防又は抑止を目的として住宅の屋外に設置され、映像を撮影し、かつ、当該映像を記録する機能を有するカメラ（これに付随する映像表示装置、記録媒体等の関連機器を含む。）をいう。
- (2) センサー付きライト 犯罪の予防又は抑止を目的として住宅の屋外に設置され、人の動き、熱その他の変化を感知することにより、自動的に一定時間点灯する照明器具をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 第8条に規定する補助金の交付申請兼請求の時点において、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 次条に規定する補助対象機器等を設置する市内の住宅の所有者若しくはその者と同一世帯に属する者又は当該住宅の賃借人若しくはその者と同一世帯に属する者であること。ただし、当該住宅の所有者以外の者が申請するときは、当該住宅の所有者の同意を得ていること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその者と同一世帯に属する者に市税及び使用料その他の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がないこと。
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 申請者及びその者と同一世帯に属する者に過去にこの規程に基づく補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助対象機器等)

第5条 補助金の交付の対象となる防犯機器等(以下「補助対象機器等」という。)は、自らが居住する住宅の敷地内に設置する次に掲げる新品の防犯機器等とする。

- (1) 家庭用防犯カメラであって、次のいずれかの要件を満たすもの
 - ア 撮影範囲が住宅の敷地内であるもの
 - イ 住宅の敷地外が撮影範囲に入るときは、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、同意を得て設置されたもの
- (2) 防犯カメラを設置している旨の表示物
- (3) センサー付きライト

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器等の購入及び設置に要した費用を合計した額とする。ただし、市長が別に定める期日までに購入し、かつ、設置が完了したものに係る経費に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。
 - (1) 補助対象機器等の賃借(リース又はレンタルを含む。)に係る経費
 - (2) 配送に係る経費
 - (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
 - (4) ポイント又はクーポン券(市長が別に定めるものを除く。)で支払った額

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額が3万円を超えるときは、3万円)とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助金は、予算の範囲内で交付する。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請兼請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに、家庭用防犯機器等設置費補助金交付申請書兼交付請求書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付申請兼請求をしなければならない。

- (1) 補助対象機器等の購入に係る領収書の写し及び補助対象機器等の価格が分かる内訳書の写し
- (2) 補助対象機器等の製造者又は販売店が発行した保証書の写しその他補助対象機器等の製品名及び型番等が確認できる書類
- (3) 申請者が居住する市内の住宅の敷地内に補助対象機器等を設置したことが分かる写真
- (4) 申請者が所有する住宅以外の住宅に補助対象機器等を設置する場合にあっては、当該住宅の所有者の同意書兼誓約書(別記様式第2号)
- (5) 家庭用防犯カメラを設置する場合にあっては、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書(別記様式第3号)

(6) 家庭用防犯カメラを設置する場合であって、住宅の敷地外が撮影範囲に入るときは、住宅等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書（別記様式第4号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する補助金の申請兼請求があったときは、補助金の交付の可否を審査し、補助金を交付することに決定したときは家庭用防犯機器等設置費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは家庭用防犯機器等設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定したときは、当該補助金を速やかに交付するものとする。

（補助対象機器等の管理）

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けて取得した補助対象機器等について、補助金の交付の目的に従い、適切に使用し、及び管理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の補助対象機器等を譲渡し、売却し、交換し、廃棄し、若しくは貸し付け、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、故障その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) その他補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、家庭用防犯機器等設置費補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により当該取消しをした申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、家庭用防犯機器等設置費補助金返還命令書（別記様式第8号）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月15日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

（表）

家庭用防犯機器等設置費補助金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名

（氏名欄は自署してください。）

連絡先

家庭用防犯機器等設置費補助金の交付を受けたいので、那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程第8条の規定により、裏面に掲げる関係書類を添えて申請兼請求をします。

なお、同規程第4条の各号のいずれにも該当することを申し立てるとともに、補助要件審査のため、私及び世帯員の市税及び使用料その他の税外収入金の納付状況について調査することに同意します。

補 助 対 象 機 器 等 （該当する項目に印）	☐ 防犯カメラの設置 ☐ 防犯カメラを設置している旨の表示物 ☐ センサー付きライトの設置		
購 入 額 合 計 ※ （ 設 置 費 含 む 。 ）	金 円	設置完了 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	那須烏山市		
住宅の所有・賃借状況	☐ 申請者又は同一世帯員の所有住宅 ☐ 賃貸住宅 （賃借人氏名： 申請者との続柄： ）		
交 付 申 請 額 （購入額合計の3分の2、 千円未満切り捨て） （上限額3万円）	円		

※ 補助対象機器等の購入及び設置に要した額であり、配送に係る経費、消費税及び地方消費税に相当する額、ポイント又はクーポン券（市長が別に定めるものを除く。）で支払った額を除く。

補助金の振込先口座

振込 口座	金 融 機 関 名		支 店 名	
	種 別	当座・普通	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ			
	口 座 名 義			

(裏)

【添付書類】

- (1) 補助対象機器等の経費が確認できる領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し
- (2) 補助対象機器等の製造者又は販売店が発行した保証書の写しその他補助対象機器等の製品名及び型番等が確認できる書類
- (3) 住宅の敷地内に設置したことが分かる写真
- (4) 住宅の所有者の同意書兼誓約書（別記様式第2号、必要な場合のみ添付）
- (5) その他市長が必要と認める書類

【防犯カメラの追加添付書類】

- (1) 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書（別記様式第3号、必要な場合のみ添付）
- (2) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書（別記様式第4号、必要な場合のみ添付）

別記様式第2号（第8条関係）

住宅の所有者の同意書兼誓約書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

同意者 住 所
氏 名

（氏名欄は自署してください。）

私は、私が所有する次の住宅について、当該住宅の居住者が家庭用防犯機器等を設置し、家庭用防犯機器等設置費補助金の交付を受けることに同意します。

なお、家庭用防犯機器等の設置、使用及び管理について問題が生じた場合は、住宅所有者及び申請者の責任において解決します。

- 1 所有する住宅の住所
- 2 設置する防犯機器等の品名
- 3 設置しようとする者の住所
- 4 設置しようとする者の氏名

別記様式第3号（第8条関係）

防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

同意者 住 所
氏 名

（氏名欄は自署してください。）

家庭用防犯機器等設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラについて、当該防犯カメラで撮影される個人のプライバシーを保護するため、その管理運用について、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 防犯カメラの運用に当たっては、犯罪防止等以外では使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 2 防犯カメラでの撮影は、犯罪防止等のため行い、録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らしません。
- 3 法令に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査のため映像の情報提供を求められた場合は、映像の提供に協力します。
- 4 防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問い合わせを受けた場合は、設置者の責任で確実に対応します。

以上の遵守事項を確実に履行し、個人のプライバシー保護に万全を期するとともに、犯罪防止に協力することを誓約します。

別記様式第4号（第8条関係）

住宅等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

同意者 住 所
氏 名

（氏名欄は自署してください。）

私は、私の住居等の全部又は一部が撮影対象区域内に入る次の場所に防犯カメラを設置することについて同意します。

1 防犯カメラの設置場所及び設置者

住 所 那須烏山市_____

氏 名 _____

2 承諾内容

(1) 設置場所について

(2) 撮影範囲について

(3) その他（ _____ ）

別記様式第5号（第9条関係）

家庭用防犯機器等設置費補助金交付決定通知書

那烏指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請兼請求のあった家庭用防犯機器等設置費補助金については、交付することに決定したので、那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金交付決定額	円
特 記 事 項	次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。 (2) 補助金の交付を受けた者が、第10条の規定（補助金の交付を受けて取得した補助対象機器等について、補助金の交付の目的に従い、適切に使用し、及び管理しなければならない。また、補助対象機器等を、譲渡し、売却し、交換し、廃棄し、又は貸し付けてはならない。ただし、故障その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。）に違反したとき。 (3) その他補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

別記様式第6号（第9条関係）

家庭用防犯機器等設置費補助金不交付決定通知書

那 烏 指 令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請兼請求のあった家庭用防犯機器等設置費補助金については、次のとおり不交付に決定しましたので、那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程第9条第1項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号（第11条関係）

家庭用防犯機器等設置費補助金交付決定取消通知書

那 須 烏 山 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付け那烏指令 第 号で交付決定した家庭用防犯機器等設置費補助金についてその決定を取り消したので、那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程第11条第2項の規定により通知します。

取 消 し の 理 由	
-------------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号（第12条関係）

家庭用防犯機器等設置費補助金返還命令書

那 烏 達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



那須烏山市家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程第12条第1項の規定により、家庭用防犯機器等設置費補助金の返還を命じます。

返 還 す べ き 補 助 金 の 額	円
返 還 期 限	
返 還 方 法	
返 還 の 理 由	

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。